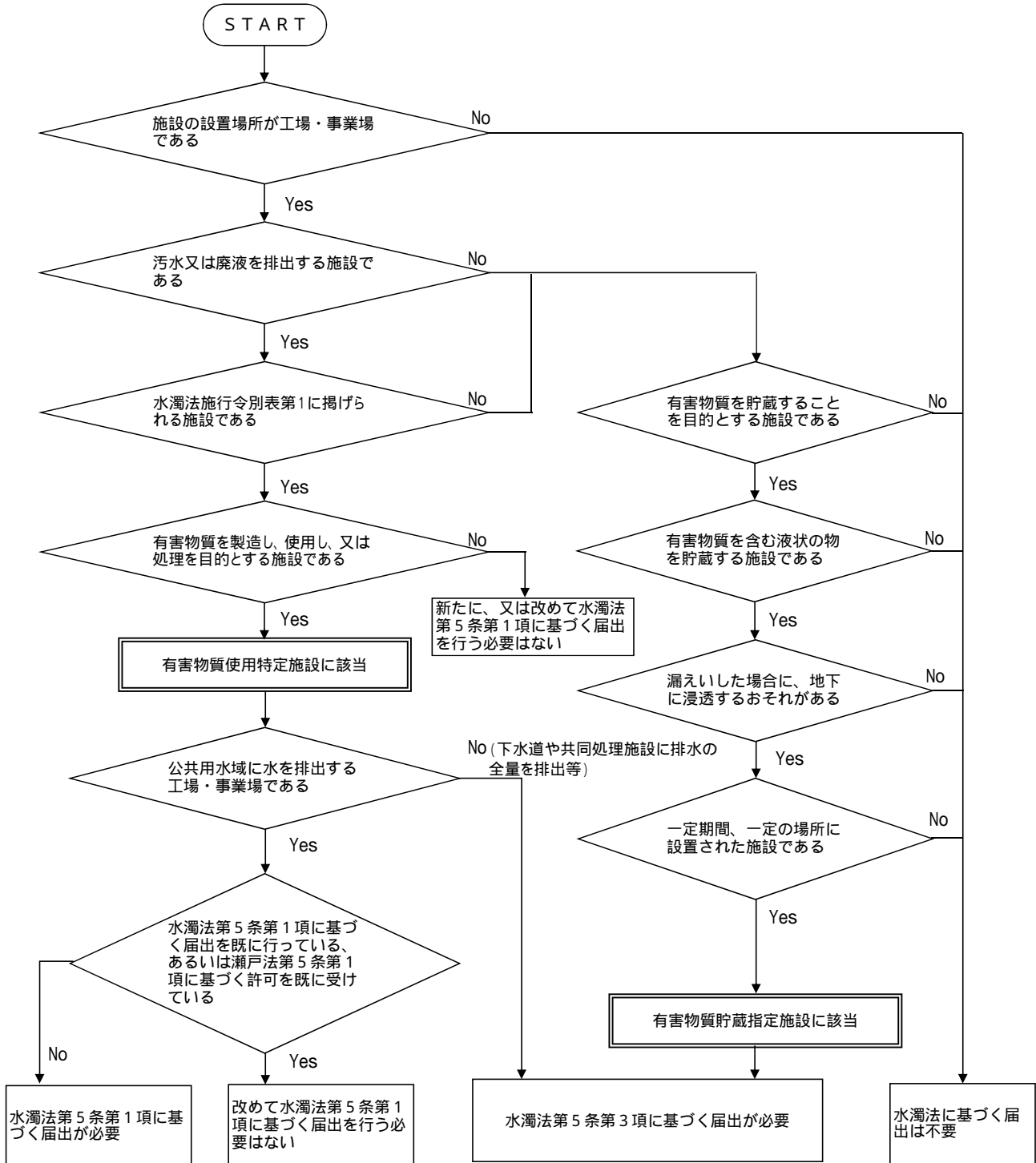


# 届出対象施設判定フローチャート

本フローチャートは、平成23年の水質汚濁防止法の改正に伴い、平成24年6月の改正法施行時に届出が必要かどうかを判定するための判断の参考とするものです。ただし、簡略化したものであるため、これだけで完全に判断されるものではないことにご留意願います。

それ以外の変更等に必要手続きについては、マニュアルの第3章を参照ください。  
 フローチャートにおける用語の解説については、マニュアルのp7～p15等を参照ください。



(注1) 「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏れいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。

(注2) 水濁法第5条第2項に基づく届出を行っている事業場については本フローチャートの対象から除いている。

(注3) 瀬戸法とは瀬戸内海環境保全特別措置法の略。